

MSJフラットをご利用の皆様へ

# 適合証明の手続きはお済みですか??

ご存知ですか? ... 『MSJフラット』をご利用になる場合、  
**『適合証明検査機関発行の適合証明書』が必要**です!  
 『適合証明書』を取得するためには、一定のお時間が必要となりますので、  
 安心してフラットをご利用いただくためにも、早めに手続きを行ってください。

## 【9月】最終 適合証明書発行スケジュール

- ◆竣工済特例 申請期限 **9月15日(金)**
- ◆竣工現場検査 申請期限 **9月22日(金)**
- ◆竣工現場検査 実施最終日 **9月27日(水)**

適合証明書発行 ⇒ **9月27日までに検査を実施した物件**  
 検査済証提出期限 **9月29日(金) 12:00まで**

## 【10月】最終 適合証明書発行スケジュール

- ◆竣工済特例 申請期限 **10月18日(水)**
- ◆竣工現場検査 申請期限 **10月24日(火)**
- ◆竣工現場検査 実施最終日 **10月27日(金)**

適合証明書発行 ⇒ **10月27日までに検査を実施した物件**  
 検査済証提出期限 **10月31日(火) 12:00まで**

※ 上記各期限日以降の申請や検査の実施、書類の不備不足の解消が  
 なされていない物件は、月内に発行ができませんのでご注意ください。

※ 瑕疵保険のお申込みだけでは適合証明書は発行されません。

### 【お問い合わせ先】

株式会社ハウズジーメン 技術部 審査室 TEL:03-5408-8496 FAX:03-5408-8497

<http://www.house-gmen.com/pages/service/flat35/>

【適新工第1号書式】

申請日 平成 年 月 日

設計検査申請書(新築住宅)  
 (フラット35・財形住宅)

【第一編】

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり竣工現場検査・適合証明を申請します。なお、この申請書及び関係図書等に記載された事項は、事実と相違ありません。記載された事項が万一事実と相違していた場合は、この手続及び交付された適合証明書を取り戻されても異議ありません。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限ります。)

検査機関名  欄中

申請者	氏名 フリガナ 又は 名称 〒( ) ( ) 住所: TEL ( )-( )-( ) FAX ( )-( )-( ) 担当人名: (※申請者本人)
代理者 (申請者が 手がける 場合に 印の記入)	氏名 フリガナ 又は 名称 〒( ) ( ) 住所: TEL ( )-( )-( ) FAX ( )-( )-( ) 担当人名: (※申請者本人)
手数料 請求先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他 会社名: 所属/担当人名: <input type="checkbox"/> 代理者 住所:〒( ) ( ) 連絡先:

建設の場所(地番地番)

建物の名称  注文住宅・分譲住宅の区分  1.注文住宅  2.分譲住宅

建築主 氏名又は名称   
 郵便番号・住所 〒 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

設計検査

1.設計検査を実施 合格日・番号 平成 年 月 日 (第 号)

2.設計検査を省略(適合証明の検査と同一機関で、いずれかの検査を実施)

長期優良住宅の技術的審査  設計住宅性能評価の検査(一定の等級は満たすものに限り、)

中間現場検査  
 (一戸建て等の場合のみ記入)

1.中間現場検査を実施 合格日・番号 平成 年 月 日 (第 号)

2.中間現場検査を省略 下記検査実施機関名 [  ]

住宅瑕疵担保保険の検査実施  建築基準法の中間検査実施  建設住宅性能評価の検査実施  
 (一定の等級は満たすものに限り、)

竣工現場検査

1.現地での検査を実施 建設住宅性能評価書交付日 平成 年 月 日

2.現地での検査を省略 建設住宅性能評価書取得済の場合②  
 (適合証明の検査と同一機関で、一定の等級を満たす建設住宅性能評価書を取得済の場合②)

竣工済特例  
 (一戸建て等の場合のみ)

竣工済特例による検査を実施(中間現場検査が可能な時期を過ぎてしまった場合)  
 注:設計検査申請書を併せて提出してください。

着工日 平成 年 月 日 竣工(予定)日 平成 年 月 日

計画に関する変更の有無  1.無  2.有(前回の検査時から申請内容に変更がある場合)  
 注:連絡事項欄に変更内容を記入してください。なお、再度設計検査が必要な場合があります。

連絡事項

※検査機関交付欄	※検査者名	※検査者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄(合格年月日及び番号)
				平成 年 月 日 第 号
※備考欄				

※1 一定の等級は、原則として次の作業を完了したものと見なします。  
 (一戸建て等)・新築等性能等級:等級2以上、近代化対策等級:等級2以上、経年管理対策等級(専用配管):等級3  
 (共同建て)・新築等性能等級:等級2以上、近代化対策等級(共用配管):等級2以上

※2 建設住宅性能評価書取得済済みで、※1で示す等級を満たす場合は、竣工現場検査における現場での検査を省略し、当該評価書、設計図書等に上記検査を行うことができます。

平成28年4月1日